

## Ⅱ 繰延資産の範囲について

### 1 制度の概要(改正前)

#### (1) 繰延資産の範囲

所得税法上、「繰延資産」とは、個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもので次に掲げるもの(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。)をいいます(所法2①二十、旧所令7①)。

- ① 開業費……不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいいます。
- ② 試験研究費……新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいいます。
- ③ 開発費……新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいいます。
- ④ 前記①から③までに掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの
  - イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
  - ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用
  - ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
  - ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
  - ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

#### (2) 繰延資産の償却の方法

繰延資産については、次の算式により計算した本年分の期間に対応する償却費が必要経費になります。

<p><b>【算式】</b></p> $(\text{繰延資産の支出額} \div \text{償却期間の年数}) \times \frac{\text{本年中の償却期間の月数}}{12} = \text{償却費}$
--

しかし、開業費や試験研究費、開発費については、上の算式で計算した金額によらず、その支出した金額のうち任意の金額を本年分の必要経費とすることもできます(所令137①③)。

なお、開業費や試験研究費、開発費以外の費用でも、20万円未満のものや、国、地方公共団体、商店街などが行う街路の簡易舗装、街灯などの簡易な施設で主として一般公衆の便益に供するもののために支出した負担金は、その全額が必要経費となります(所令139の2、所基通2-26)。

主な繰延資産の償却期間は、次のとおりです(所令137①③、所基通50-3)。

- ① 開業費(開業準備のために支出した広告宣伝費、開業までの給料賃金など)……5年
- ② 試験研究費(新製品の試作費用)……5年
- ③ 開発費(支店開設などのために支出した広告宣伝費、接待費など)……5年

- ④ 共同的施設の負担金(商店街のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などを設置するために支出したもの) …… 5年
  - ⑤ 権利金、立退料(事業用の建物を賃借するために支出したもの)
    - イ 賃借建物の新築に際し、所有者に支払うもので、その額がその建物の賃借部分の建築費の大部分を占め、しかもその建物の存続期間中賃借できるもの……その建物の耐用年数の70%の年数
    - ロ 明渡しの際に借家権として転売できるもの……その建物の賃借後の見積耐用年数の70%の年数
    - ハ その他のもの…… 5年(賃借期間が5年未満のものは、その期間)
- ※ 土地を賃借するために支払った権利金や立退料は、借地権の取得価額に含まれるため、必要経費にはなりません。

## 2 改正の内容

繰延資産の範囲について、次の改正が行われました(所令7①)。

- ① 繰延資産の範囲から試験研究費が除外されました。
- ② 開発費から新たな事業の開始のために特別に支出する費用が除外されました。

## 3 適用関係

- ① 個人が平成19年4月1日前に支出した前記2①の試験研究費については従前どおりとされています(19改正所令附則3①)。
- ② 前記2②の改正は、個人が平成19年4月1日以後に支出する開発費について適用し、個人が同日前に支出した開発費については従前どおりとされています(19改正所令附則3②)。  
なお、平成19年4月1日以後に当該支出をした場合には、その全額を支出した年分の各種所得の計算上必要経費に算入します。